

# 配給統制か配給計畫か

福田敬太郎

## 一 配給統制の意義

最初の生産者から最後の消費者に到るまでの生産物の社會的流通の過程を包括的に概念して之を配給と名付ける。即ち配給は決して一人から他人への生産物所有權の移轉にあらず、商品賣買の如き個々の取引行為ではない。配給は必ずしも賣買取引によつてのみ行はれず、屢々徵發、沒收並に給與、配分の方法によつて爲されるものである。換言すれば配給は、一般に他の經濟事象についても然るが如く、自由主義の原理と強制主義の原理との二種の全く相對立せるものを含みつつ現實の過程を示してをる。従つて原理的には自由配給と強制配給とが對立するのであるが、實際上の配給制度としては常に自由配給の要素と強制配給の要素とが混交せる状態に於て我々の前に現はれ來る。完全なる自由配給又は完全なる強制配給なるものは歴史上の事實としては存在しない。

右の如く現實の配給制度は自由配給の要素と強制配給の要素とが混交せるゆゑに、時代の遷ると共に、或ひは國土の異なるに従つて、兩要素の混交比率が様々に變化し、此處に各種の配給制度が出来ることになる。其中、自由配給の要素が比較的多きを占むる制度を市場配給と稱し、之に對して強制配給の要素が比較的少きを占むる制度を計畫配給と呼ぶこととする。假に混交比率を百分率を以て示し得るものとするならば、市場配給制度は五十%以上の自由配給の要素を含み、計畫配給制度は五十%以上の強制配給の要素を含むと言ふことができる。然るに現實の配給制度は決して固定せるものではなく、自由配給の要素と強制配給の要素との混交比率は不斷に變動せるものであり、或る時期に於ては一方の要素が次第に増加して他の一方の要素を驅逐する傾向を示すのである。

思ふに第十九世紀を通じて自由主義經濟の華かなりし頃は配給制度に於ても亦自由配給の要素が優勢であつて、世は典型的なる市場配給の時代と呼び得るものであつた。然し第二十世紀の初頭、特に歐洲大戰以後に於て自由主義經濟の凋落と共に市場配給制度も亦行詰りとなつて、市場配給制度の中に強制配給の要素が次第に増加して來た。斯くの如く市場配給制度の下に強制配給の要素が増加する傾向を配給統制と名付ける。或る論者は計畫配給と統制配給とを同意語として用ひるけれども、其れは正しくないと思ふ。ソヴェート・ロシアの配給制度を別として、今日尙ほ大多數の諸國の配給制度は自由配給の要素を五十%以上含むところの市場配給であつて、其の地盤の上に徐々に然しながら確

實に強制配給の要素が増加しつつあるに過ぎない。従つて我國の現状は尙ほ統制配給の域に在つて計畫配給の範圍に入つてゐないと見るべきである。

配給統制は之を廣義に解すれば、一方に於ては生産統制——供給統制——販賣統制の系列を有し、他方に於て消費統制——需要統制——購買統制の系列を保ち、更に國內生産統制と相並んで輸入統制、販賣統制の傍系として輸出統制、國內消費統制と相並んで輸出統制、購買統制の傍系として輸入統制を含む。配給統制と貿易統制とが密接なる關聯を有することは我國の現状に顧るとき甚だ明瞭である。また廣義の配給統制は數量統制と同時に價格統制を含み、兩者は貿易統制に關して爲替統制に結び付いてゐる。その他、金融統制、投機統制等諸種の統制經濟政策が間接に廣義の配給統制と關係を有することは疑を容れないけれども、廣義の配給統制として直接に正面から包括すべきものは上述の範圍に止まる。

右の如く廣義の配給統制は生産者から消費者への生産物の配給過程に何らかの統制力が加はつて自由行動が制限せらるることを意味する譯であるが、我々は斯かる廣義の配給統制の中から狹義の配給統制を限定せねばならぬ。何となれば支那事變以來我國に於て現實の問題として世人の注意を惹いてゐるものは或る限定せられたる意味の配給統制であるからである。即ち狹義の配給統制は之を動機について見ると物財の不足に因るものであり、之を主體について見ると國家又は其の委任を受けた機關

であり、更に之を目的について見ると公益性乃至厚生性を有するものである。

第一に狹義の配給統制は物財の不足に基因してゐることを注意せねばならぬ。嘗て我國に於ても農産物、鐵鋼、其の他の商品について販賣統制が行はれたことがあるが、其等は孰れも當該商品の生産過剰に因つて價格の下落が起つたために爲されたのである。然るに今次の配給統制は戰時體制下に於て供給力が需要の増加に伴はざるために生ずる價格の騰貴を懸念して爲され又は爲されんとしてゐる。

此の點について我國が原料資源に乏しきため特に配給統制の實施を必要とする國柄であることは注目すべきである。平素から多量の原料資材を海外の供給に仰ぐ我國が戰時に際して一層多量の軍需原料品を輸入せねばならぬときに、國際貸借關係の均衡を失はざるためには出來得る限り不用不急の物財の輸入を禁壓制限するは勿論のこと、産業原料品に對しても相當の輸入減少を圖らねばならぬ。更に輸入せられたる原料品は之を國防産業並に輸出産業に對して優先的に振向ける様にせねばならぬ。斯くの如く比較的少き原料品の供給を國民經濟の運行上最も有效に配分利用せんとする所に狹義の配給統制が産れる。

第二に狹義の配給統制の主體は國家又は其の委任を受けた機關であり、謂はゆる權力的配給統制の性質を有する。廣義の配給統制の中にはカルテル又は協同組合による謂はゆる自治的配給統制の性質を有するものが含まれてゐることは既に述べたところによつて明かである。固より此の自治的配給統

制は更に謂はば自發的配給統制と命令的配給統制とに分れ、前者こそ眞の自治的配給統制であるけれども、後者は形式こそ自治的ではあるが既に權力的要素が加はつてゐることを認めねばならぬ。政府の命令によつて組織せられたる特別の團體が配給統制の主體として活動するとき、又は地方公共團體若くは商工會議所が政府の命令を受けて配給統制の主體と成るとき、更に政府自ら既設或ひは新設の官廳を用ひて配給統制を行ふとき、權力的要素は愈々多分に加はる。而して斯くの如き權力的配給統制を実施するためには、後述する如く、政府は法律によつて全般的又は個別的に其の權能を附與せられてをるのを常とする。

27

第三に狹義の配給統制の目的は國民經濟全體の福利を増進することに在らねばならぬ。カルテル又は協同組合によつて行はるる販賣統制乃至購買統制は關係業者の特殊利益の擁護を目的として行はれる。之に反して權力的配給統制は需要供給の不圓滑を防止し、公正なる物價を保持するために行はれるものである。ゆゑに例へばカルテルの私益的販賣統制から生ずることあるべき價格騰貴による消費者負擔の増加を避くるためにカルテルの協定につき干渉することは、丁度廣義の配給統制と狹義の配給統制との對立を最も明かに示してゐる。斯くて狹義の配給統制は、配給計畫に於けると同様に、存在量と必要量との調和を圖り、理論上は物資の限界利用を均等化する様に各用途に必要量を配分充當することであらねばならぬ。實際上は過去の消費量を基準とし將來の變化を見込んで存在量を按分

比例的に割當てるに止まるかも知れないが、斯かる人爲的・便宜的方法による配給に際しては一層公益的・厚生的精神を尊重する態度に出でねばならぬ。

## 二 配給統制の形態

狹義の權力的配給統制は生産と消費の一面又は兩面に政府の指導的統制力が加はることであるから、之を圖式的に考案すれば四種の形態が出来上る筈である。其の一は生産並に消費の兩側面が原則として自由性を享受したままであつて、政府の監督が行はれる程度に止まるものである。其の二は生産の側面に強制の要素が多分に加はり、消費の側面のみ原則として自由であるもの。其の三は之と反對に生産の側面のみ原則として自由であつて、消費の側面に先づ強制性が進行するもの。最後に其の四は生産並に消費の兩側面が共に強制的要素を多分に含むに至るものである。然るに現實の形態としては第三の自由生産——強制消費の形式による配給統制は問題とならぬ。何となれば、一般に生産の側面は消費の側面よりも權力的統制を行ふに適當してをり、生産の側面を棄てて、消費の側面から統制を加へることは本末を誤れるものであり、消費統制は最後の手段としてのみ爲すべきものであると考へられるからである。それゆゑに配給統制の現實形態は(イ)自由生産——自由消費の下に行はるる配給管理制度、(ロ)強制生産——自由消費の下に行はるる配給獨占制度、並に(ハ)強制生産——強制

消費の下に行はるる配給計畫制度の三様式だけを問題とすればよい。

第一に配給管理制度は権力的配給統制の初歩である。生産並に消費に對して政府が指導的統制力を加へんとするに際しては先づ生産乃至消費の狀況が判明して居らねばならぬ。そこで政府は各般の調査を行ふ。即ち生産の數量、場所、方法等を明かにするための生産調査、配給の徑路、機關、方法等を知るための配給調査及び消費の數量、用途、場所等を究めるための消費調査を行ひ、此等の根本事實の認識に基いて適當なる勸告を發することとするのである。調査研究を確實迅速ならしむるためには申告制度が採用せられ、生産數量、販賣數量、賣買條件、消費數量等が明細に届出られる様にする。

此の初歩の配給管理制度の下に於て政府が必要に應じて適當と認むる勸告を行ひ、或ひは生産の増加を慫慂し、或ひは消費の節約を奨励し、或ひは賣買業者の自戒的行動を勸説することは確かに需給の圓滑を圖る一途に違ひないけれども、恐らくは十分に其の効果を擧げることが困難であらう。然れば配給管理制度は營業免許制度を實施することによつて其の目的を達する様にせねばならぬ。即ち配給統制の目的物件たる物財の生産又は販賣若くは取扱を業とする者は政府の許可を受くるに非ざれば之に従事することを得ざることとすれば、其の供給方面の統制は著しく容易に行はれる様になる。免許を受ける生産業者又は販賣業者若くは取扱業者は、免許後に於ては原則として自由に營業を續け得るけれども、同時に免許の條件として課せられたる一定の申告義務、其の他の事項を遵守せねばなら

す、政府は免許の繼續を不適當と認むる場合には何時にても之を取消す權能を有してをるゆゑに、配給統制の効果を十分に期待することができる。

なほ配給管理制度の下に於て營業免許制度と相並んで配給統制の實效を擧ぐるに足るものは標準價格決定制度である。蓋し營業免許制度は特に物財の供給方面に對する統制を爲すに有效であるが、標準價格決定制度は供給方面の統制と同時に需要方面の統制にも寄與するところある様に之を運用することができる。即ち供給並に需要の兩方面に對して直接に干涉することなく、最高價格又は最低價格若くは其の兩者を決定することによつて間接に生産並に消費を獎勵し又は制限することが可能となる。標準價格決定制度の下に在つては生産者も消費者も配給者も原則として形式上自由に取引を爲し得るけれども、實質上其の取引は甚だしく窮屈にならざるを得ない。

第二に配給獨占制度は眞正の權力的配給統制の第一歩である。前述の配給管理制度は權力的配給統制としては甚だ消極的であり間接的であり、從つて屢々迂遠なるものであるが、配給獨占制度に至つては政府が當該物財の生産乃至販賣の全部又は一部を自ら擔當するものなるがゆゑに、配給統制の效果は極めて顯著に示される。配給獨占制度の現實の形態は政府專賣に之を見ることが出来る。勿論、從來普通の政府專賣は財政上の收入目的を以て行はれ、其の他の場合に於て或ひは産業政策上、或ひは警察保安上、或ひは社會政策上等の目的にて行はれてをり、眞に配給統制の目的を以て爲されたる



事例に乏しいのである。然し少くとも理論上配給自體を目的とする政府專賣は可能であり、又現に戰時體制下に於て、或ひは社會主義國家に於て其の種の企圖が見られることを忘れてはならぬ。

配給獨占制度は政府專賣の形態と同様に之を生産獨占又は輸入獨占、卸賣獨占及び小賣獨占の三段に分けて觀察すべく、配給統制の形態としては漸を以て進むべきである。即ち或る物資の不足が國民經濟の運行上危機を招來する虞れあるときには政府は先づ國內生産物については生産獨占、海外輸入物については輸入獨占を斷行して供給の確保を圖らねばならぬ。然る後に當該物資の國內販賣組織を次第に政府獨占の下に置く様にする。實際問題としては政府の卸賣獨占は比較的容易であるけれども、小賣獨占にまで手を伸すことは甚だ困難であり、小賣獨占の域に達するためには既に消費統制の實が相當擧つてをらねばならない。配給獨占制度が小賣獨占まで進むときは後に説く所の配給計畫制度に今一步と言ふ段階に在るものと言ふことができる。

配給管理制度の下に於て標準價格決定制度が消費に對して間接に統制力を發揮し得たる如く、或ひは其れよりも一層強度に、配給獨占制度の下に於ては專賣價格公定制度が消費を調節する力を出すことができる。既に述べた如く配給獨占制度は消費の側面に於て自由性が残されてをり、購買數量並に消費數量について政府は直接之を増減せしめることを得ない。ただ專賣價格の上下によつてのみ或ひは購買を減退せしめ或ひは消費を刺戟することを得る。斯くて配給獨占制度の下に在つては政府は供

給調節と價格公定の兩手段を以て甚だ力強き配給統制を實施することができざる譯である。

最後に第三に配給計畫制度は其の語の正しい用法に従へば配給統制の形態と稱することは矛盾してをり、謂はゆる配給計畫制度はもはや配給統制の領域を逸脱せるか、或ひは配給統制の形態としては眞の配給計畫以外の何ものかであらねばならぬ筈である。其れにも拘らず尙ほ權力的配給統制の第三形態として配給計畫制度を擧げる理由は實際上強度の配給統制と謂はゆる配給計畫との間に明瞭なる區劃の線を引くことができなからである。

配給計畫制度の下に於ては生産の側面に於けると同様に消費の側面に於ても政府の指導力が直接に働く。蓋し物資が極端に不足し來るときには消費の自由性をも奪ひ、政府に於て消費計畫を樹立し、其の消費計畫に適應する生産計畫乃至輸入計畫を立案し、或ひは與へられたる生産物の存在量について政府が一定の消費計畫を樹立して、其れを實現するための配給方策を決定する。而して斯かる制度こそ配給統制の最後の段階に現はれるものであつて、嘗ては歐洲大戰當時に一部の交戦國は食糧品について之を行ひ、今日我國に在つては輸入原料品について之に似たるものを實施せんとしてゐる次第である。通俗に謂はゆる切符制定は配給計畫制度の一種である。茲に一言注意すべきことは、政府の消費計畫は配給計畫の前階として樹てられるに過ぎず、配給實施後に於て前の消費計畫が現實に實行せらるるや否やは必しも問ふところではないと言ふことである。従つて配給統制の形態としての配給

計畫制度に在つては配給實施後に於ける物資の自由讓渡は常に必しも禁止せられてをらない。

### 三 現行配給統制の實相

既に支那事變以前から謂はゆる重要産業統制法によつて私益的配給統制に對する取締が行はれ、權力的配給統制の萌芽が現はれた。即ち重要なる産業を營む者が生産又は販賣に關し統制協定を爲したる場合に於て、加盟者の員數が同業者の二分の一以上なるとき又は加盟者の生産高若くは販賣高が同業者の生産高若くは販賣高の二分の一以上なるときは一定期間内に之を政府に届出でねばならぬ。此れは配給管理制度の一事實である。今日綿絲紡績業、絹絲紡績業、人造絹絲紡績業、洋絲製造業、板紙製造業、カーバイド製造業、晒粉製造業、硫酸製造業、酸素製造業、硬化油製造業、小麥粉製造業、銑鐵製造業、合金鐵製造業、棒鋼製造業、山形鋼製造業、銅板製造業、線材製造業、銅又は眞鍮の壓延板製造業、二硫化炭素製造業、精糖製造業、揮發油製造業並に揮發油販賣業、麥酒釀造業、石炭鑛業並に石炭販賣業、セメント製造業等に於て其の實例を見ることが出来る。政府は此等の産業の統制協定が商品の圓滑なる供給を妨げ又は不當に價格を騰貴せしめ若くは價格の低落を阻止して當該産業又は之と密接なる關係を有する産業或ひは一般消費者の公正なる利益を害すると認むるときは統制委員會の議を経て其の變更又は取消其の他公益上必要なる事項を命ずることを得ることになつてをる。

權力的配給統制の必要は常に重要産業の大企業及び其の聯合組織に關して存在するのみならず、今や中小商工業者の間に於ても其の必要が痛感せられるに至つた。それゆゑに政府は中小企業の種類組合を通じて配給統制の實を擧ぐることを試み、遂に統制目的を有する強制設立の組合が出来る法制的根據が與へられるに至つた。例へば第七十三議會に於て改正せられたる商業組合法は各種の統制命令に關する規定を整備し、就中第二十七條の二の規定によつて、行政官廳は當該商業の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を期する爲め特に必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り地區及び組合員の資格を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し商業組合の設立を命ずることを得、其の設立を命ぜられたる者が行政官廳の指定する期限迄に設立の認可を申請せざるときは、行政官廳は定款の作成其他設立に關し必要なる處分を爲すことを得る様になつたのは注目すべき事柄である。

資本主義的機構に完全に適應し難き農業に關聯しては夙に統制經濟的政策が實施せられつつあつたことは周知の事實である。我國に於ても昭和六、七年頃の農村疲弊期に際して米穀統制法が制定せられ、其の後米穀自治管理法が施行せられ、他方、生糸についても輸出生糸取引法、進んで絲價安定施設法が制定せられるに及んで、農業方面に於ける權力的配給統制の傾向は次第に顯著になり鞏固になつた。特に肥料の配給統制に至つては最も積極的に行はれ、産業組合組織を利用して其の効果を擧げてゐたが、戰時體制の進行と共に臨時肥料配給統制法が制定せられ、更に硫酸肥料については硫酸ア

シ、モ、ニア、増、産、及、配、給、統、制、法、なる單行法が發布せられて、權力的配給統制に拍車をかけることになつた。蓋し此等の法律は重要肥料業統制法の趣旨を戦時に於て一層徹底させ、重要人造肥料の需要供給を圓滑ならしめ、其の價格を公正にすることを目的とせるものであり、政府は其の爲め必要と認むるときは全國購買組合聯合會、全國肥料業者組合の如き適當なる機關に肥料の配給統制を命じ、特に硫安については特別の株式會社を設立して其の任に當らしめるのである。なほ農業方面の權力的配給統制の一種として飼料配給統制法によるものを見道してはならぬ。

以上の如く近年我國に於て各種の權力的配給統制が實施せられ又は準備せられてゐるが、支那事變の影響によつて直接に具體化したものとしては謂ゆる輸出入品臨時措置法の發動に依るものを掲げねばならぬ。而して此の種の配給統制こそ今日最も強く我國朝野の耳目を惹いてゐるものである。言ふまでもなく輸出入品臨時措置法第二條によつて政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保するため特に必要と認むるときは輸入の制限其の他の事由に因り需給關係の調節を必要とする物品又は之を原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し必要な命令を爲し得ることになつてをるので、現在までに既に數種の重要な輸入原料品に關聯して配給統制が進行中である。就中、羊毛、綿絲及び綿製品、鐵鋼、石油並に原料護謨の配給統制は注目に値するものである。

固より其の配給統制の程度又は様式は必しも同じからず、石油配給統制の如きは極めて官憲的色彩

の濃厚なるものである。即ち揮發油及重油販賣取締規則に基き行はれてゐる揮發油及び重油の消費規正を見るに、消費者は消費する月の前々月の五日までに所轄警察署を経て地方廳に購買券交付申請書を提出し、地方廳は之に基いて管内の需要量を推定して商工大臣に割當の申請をする。商工省燃料局にては豫め其の月の全國消費數量を參出し其の中から購買券を要せざる特殊消費量を差引きたる殘餘を各地方廳に對し右の申請に基き過去の實績と將來の動向とを參酌して割當を行ふ。斯くて地方長官は割當てられたる範圍内にて購買券を發行し、消費すべき月の前月の二十五日から月末までの間に各消費者に對して、一定基準によつて消費部門別に異なる規正比率を以て査定せられたる數量の購買券を警察署から交付する。而して揮發油及び重油は購買券と引換えてなければ購入することを得ないことは勿論である。

右に反して原料護謨配給統制の如きは極めて自治的に行はれてゐる。即ち當業關係團體によつて原料護謨配給統制委員會を組織し最高標準價格を決定し、輸入業者に對しては數量と期間とを定めて輸入販賣を爲さしめ、製造業者に對しては一定期間内に割當數量を購入する義務を負はしめ、此の義務を履行せざる者については配給統制委員會は其の理由を審査して相當の制裁を加ふることとし、輸入業者及び問屋は割當證明書を有する製造業者に對してのみ販賣することになつてゐる。

綿絲及び綿製品の配給統制は我國の國民經濟全體に至大の關係を有するものなるがゆゑに極めて慎

重に考案せられてをる。原料棉花の輸入を制限する反面に於て綿製品の輸出を従来通りに維持せんとする甚だ困難なる課題の解決に迫られて、棉花並に綿絲及び一部の綿絲の最高標準價格を自治的に決定する方法を採用すると共に、先づ國用綿絲については切符制度を實施した。即ち綿絲配給統制規則によれば、輸出品又は輸出品の原料の製造加工のため使用する場合を除き、綿絲を原料とする製品の工業者は地方長官に於て又は商工大臣の指定したる統制團體に於て割當てたる數量を超え綿絲を使用することを禁ぜられ、國用綿絲の賣買は常に割當票と引換にのみ行はれるのである。次に輸出向綿絲については未だ國用綿絲に於ける如き嚴格なる配給統制は行はれてゐないけれども、輸出向綿絲布が輸出價格の割安なるため高き相場を有する内地向に轉用せらるる弊害を防止する制度が採擇せられた。なほ最近綿絲については自治的に最高標準價格を決定したる制度を改めて綿絲販賣價格取締規則によつて公定價格制度としたことは注目すべきである。

羊毛配給統制は原料輸入と製品輸出とを連繫する制度の典型として見遁し難きものである。羊毛製品の輸出振興方策として用ひられたる謂はゆるリンク制度の要綱は、羊毛製品が輸出せられたるときは其の都度當該製品に含まるる毛絲の紡績業者に對し之に相當する羊毛の輸入を認め、紡績業者は其の輸入せる羊毛を原料とせる製品を一定期間内に輸出する義務を負ひ、輸出業者は一定期間内に毛糸紡績業者に對して輸出證明書を交付又は讓渡するものとし、其の期間後は輸出證明書は其の效力を失

ふべく、當該證明書に記載したる羊毛數量については羊毛輸入統制協會に於て適當に割當てることとするのである。斯くの如き自治的配給統制は一層複雑なる機構を有する綿業に於ては容易に實現すべくもない。鐵鋼配給統制の進行は軍需工業の關係上甚だ重要であるに拘らず原料から製品に至るまでの過程が多岐に亘るため比較的遅々としてゐた。然し最近に至つて漸く第一段の工程に屬する工業について普通鋼材及び銑鐵の二種類別に從來の消費実績、設備能力、製作品種の重要性等に準據して消費數量の割當を行ひ切符制度による相當嚴重なる配給統制を行ふこととなつた。

#### 四 配給統制の將來

現行の權力的配給統制の多くは今次の支那事變に關聯して戰時經濟政策として實施せられてゐることとは明白である。特に輸出入品臨時措置法の發動に係るものは同法の有効期限たる支那事變の終了後一年を以て自ら消滅する筈であると考へ得る。然しながら此處に注意すべきことは、第二十世紀の初頭以來次第に顯著になりつつあるところの廣義の配給統制的傾向が支那事變の有無に拘らず我國に於ても認められると言ふこと、更に其の傾向が支那事變の終了後に於ても益々強化されるであらうと推察すべき諸種の理由が存在すると言ふことである。而して右の認識と洞見にして誤なしとすれば、現行の配給統制は戰時體制下に在つては勿論のこと、事變終了後に於ても實質的には相當長く存續する



と考へてよいであらう。

支那事變の長期化を前提として各般の戰時經濟政策が一層整備せられたる中に、配給統制も亦著しく強化せられつつある。即ち從來は成るべく自治的配給統制の形式の下に國防經濟的效果を擧ぐることを期待してゐたのであるが、當業者の中には其の方針の眞意を理解せず、屢々國策の圓滿なる遂行を阻害するが如き行爲を敢てする者が現はれることがあつたゆゑに、權力的配給統制の形式を整へ違反行爲を嚴重に取締る様になつた。前述の綿絲販賣價格取締規則は其の適例であり、また近く商工省令を以て發布せらると傳へらるる輸出向綿絲布國內流用防止に關する規則も其の實證である。其の他輸出入品臨時措置法第二條の二の規定による需給調整協議會の制度についても既に關係勅令が公布せられ、先づ綿業及び羊毛について其の組織を見、尙ほ引續いて護謨、鐵鋼、銅、其の他の非鐵金屬にも及ぶ豫定であると言はれてゐる。此等の需給配給調整協議會は當該物品の需給關係の調節に關し必要なる決定をなし、右の決定の實現のためには關係者に過怠金を課することによつて其の勵行を爲さしめることができる。

政府に於ては商工省内に臨時物資調整局を設置し、物資の需給調整に關する綜合的計畫を樹立し、重要商品別に各部課に分れて夫々の需給調整に關する事務を掌り、特に輸出入に關する綜合的計畫に最も重きを置くことになつた。他方に於て物價委員會を組織し中央並に地方を通じて之を活用して一

般商品特に生活必需品の物價騰貴を抑制する方針を樹てて暴利取締令の適用品目の範圍を擴大することとなつた。即ち中央物價委員會に於ては纖維商品、食料品、燃料、藥品、家賃、交通費等の數種目の専門委員會を特設し、各専門委員は當業者代表に配するに消費者代表を以てし、且つ専門委員會の下に個々の商品部會を組織し、物價騰貴を抑制する手段としては基準價格制度又は公定價格制度を採用して個々の事情に應じて支那事變以前の水準に引下ぐること定めた。

斯かる方向に前進するときに權力的配給統制は輸入原料品に止まらず一般商品に及び、やがて日用生活必需品も亦配給統制を受くる日が來るであらうと想像せられる。例へば生活必需品の中にも生鮮食料品等の如く規格が統一せず、日日の市場價格が著しく變動し易い商品は一定の基準價格を以て之を規律することは不可能であるから、此等の商品については價格形式の過程に立入り、中央卸賣市場其の他の卸賣機關に於ける糶賣方法に或る程度の制限を加へるとか、進んで評價委員制度を採用するとか、いづれにしても相當の權力的配給統制が加へられんとする情勢に在る。中間的配給機關集約化の一般的傾向に従へば中央卸賣市場の仲買人制度も亦何らかの方式を以て現在の多數企業林立の弊を廢して少數企業聯立の状態に移るべき運命を有することは夙に認められてをり、而して此の間に於て自治的統制の成果に期待することは殆ど不可能であるから相當に強力なる權力的統制を加ふる必要があると思はれてゐたが、近き將來に生鮮食料品の配給統制が幾分にも實施せらるる曉には自ら其

の事實が現はれるであらう。

權力的配給統制の對象として原料品と相並んで重要なるものは食料品である。我國は幸に食糧供給上極めて有利なる國際的地位に在つて、たとひ戰時に於て經濟封鎖を受くる様なことがあつても、國內に於て食糧の自足自給を爲し得、また大陸の戰場に對しても必要なる食糧の補給を續け得る方法が備はつてゐると信ずる。然しながら歐洲大戰當時に於ける交戰諸國の經驗に顧みるも、我々は此の機會に於て戰時食糧配給計畫について十分の準備を進めて置く必要を痛感する。此の見地から今後或ひは鹽、專賣、制度が再檢討せられ、或ひは米、穀、專賣、制度又は砂、糖、專賣、制度が問題化するかも知れない。他方に於て消費經濟の合理化並に國民體位の向上の目的をも兼ねて、共同炊事制度が普及するときに遂に食糧配分制度が實行せらるるに至ることも想像するに難くない。

斯くて權力的配給統制が原料品から進んで一般生活必需品に及ぶときに、強制配給の要素は供給の側面にも需要の側面にも一層多く加はり、もはや配給統制と呼ぶよりも配給計畫と稱する方が適當してゐる状態に達するであらう。現行の配給統制が配給經濟組織の趨勢的變動から見ても、戰時經濟政策の不規則的變化から察しても、只管配給計畫への一途を辿ることは疑ひ得ざる事實である。我々は唯配給計畫にも亦限界の存在することを忘れずして事實の忠實なる觀察者たらんとする者である。